

# 渋谷区高齢者補聴器購入費助成事業

## 1. 対象者 ※①～⑤の要件すべてに該当する方

- ① 区内に住所を有する満65歳以上の方
- ② 所得要件が以下のいずれかに該当する方

- 住民税が非課税の方
- 住民税が課税であるが合計所得金額が135万円以下の方

※申請月が4～6月の場合は前年度の住民税、7月～翌年3月の場合は当該年度の住民税で判定

※合計所得金額とは、税法上の合計所得金額を指し、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や医療費控除等を控除する前の所得金額  
 ※不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

- ③ 4分法による聴力レベルが以下のいずれかの基準を満たす方

- 両耳が40dB以上70dB未満（中等度難聴）と診断された方
- 左右いずれかの耳が中等度難聴で、かつ他方の耳が70dB以上と診断された方
- 上記2つのほか、左右いずれかの耳が25dB以上で、医師が補聴器の必要性を認めた方

- ④ 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方

※身体障害者手帳の対象と診断された方は、障がい者福祉課身体福祉係(☎03-3463-1937)へご相談ください。

- ⑤ 5年以内に本事業の助成を受けていない方



## 2. 助成内容

助成上限額

令和8年  
4/30までの申請  
45,000円

令和8年  
5/1以降に申請  
72,000円

※購入額が助成上限額に満たない場合は、購入額(千円未満切捨て)

助成対象

左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器1台の本体費用  
 ※割引やポイント等の利用分は除く、実際の支払額のみ対象

※**管理医療機器**として認定された補聴器のみ(集音器は不可)

※診察料、検査料、証明書料、送料

その他購入のために要した費用は**対象外**

お問合せ・提出先

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号  
 渋谷区役所5階 高齢者福祉課サービス事業係  
 ☎03-3463-1873(直通)

▼区公式ホームページ

渋谷区 高齢者補聴器購入費助成



検索

## 3. 手続きの流れ

取得

### 1 申請書兼医師意見書(第1号様式)を取得



配布場所

- 区公式ホームページ(右記二次元コード)
- お近くの地域包括支援センター
- 高齢者福祉課サービス事業係(区役所本庁舎5階)

受診

### 2 申請書兼医師意見書(表面)に必要事項を記入 →申請書兼医師意見書を持って、耳鼻咽喉科を受診

検査の結果、医師から補聴器が必要と認められた場合、申請書兼医師意見書(裏面)の「医師記入欄」に記入を受け、**オーディオグラム**を用紙の枠内に貼り付ける。

※申請書兼医師意見書を提出しても、「1.対象者」に該当しない場合は、助成の対象となりません。その場合でも、診察料等の返金は受けられません。

区内の協力医療機関では、一律 500 円(税別)で証明書の発行を受けることができます。(4ページ参照)

※受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります。

申請

### 3 高齢者福祉課サービス事業係へ申請書兼医師意見書を提出 …地域包括支援センター窓口、高齢者福祉課サービス事業係窓口又は郵送(1ページ左下宛先)

□ 申請書兼医師意見書

提出物

※医師記入欄の記入を受けた日から**3か月以内**

※医師記入欄への記載、オーディオグラムの貼付がされているかご確認ください。

補聴器購入時、助成金相当分も含めて店舗に支払うことが困難な場合、助成金相当分を差し引いた金額で購入し、助成金の受領は補聴器販売事業者へ委任することができます。※対応している店舗に限ります。

手続きの流れが通常と異なりますので、**申請前**に区へご相談ください。

審査  
決定

### 4 書類を郵送で受け取る

区での審査の結果、助成が決定すると2週間程度で区から以下の書類が届きます。

- 助成決定通知書
- 請求書兼口座振替依頼書
- 補聴器購入明細書

購入

### 5 決定通知書が届いた後、補聴器を購入(原則3か月以内) 領収書(原本)を受け取ってください。

※領収書の宛名は、**助成決定を受けたご本人の名前**に限ります。

請求  
助成

### 6 高齢者福祉課サービス事業係へ必要書類を提出

提出物

- 請求書兼口座振替依頼書
- 補聴器購入明細書
- 領収書(原本)

提出書類を確認後、助成金(千円未満切捨て)を振り込みます。(提出後1か月程度)

## 4. 注意事項

- **助成決定前に購入した機器は助成対象とはなりません。**
- 申請書兼医師意見書(裏面)の「医師意見欄」の記入を受けた日から**3か月以内**に区へ提出してください。
- **申請書兼医師意見書を提出した結果、「1.対象者」に該当しない場合は助成の対象となりません。**
- 決定通知の決定日から原則**3か月以内**に補聴器を購入してください。
- 領収書を紛失した場合は、助成が受けられなくなりますので、大切に保管してください。
- 領収書の返送を希望する場合は、**返送を希望する旨を記載したメモを領収書送付時に同封**してください。

## 5. 補聴器手帳を活用しましょう

補聴器は、耳鼻咽喉科を受診した上で、ご自身に合ったものを購入することが大切です。また、補聴器は購入したら終了ではなく、**定期的に適切な調整を行うことが大切です。**

補聴器を適切に購入し、継続的に装用していただくことを目的として、「補聴器手帳」を作成しました。読みながら、そして書き込みながら理解を深められる構成となっています。ぜひご活用ください。

### ▼補聴器手帳は以下の場所で配布しています。

※区公式ホームページでもご覧いただけます。(右記二次元コード)



#### 配布場所

- お近くの地域包括支援センター
- 高齢者福祉課サービス事業係(区役所本庁舎5階)

#### 郵送希望の場合

申請書兼医師意見書を区に郵送する際に、希望する旨のメモを同封してください。  
助成決定通知書等を送付する際に同封します。

## 6. 【参考】区内の認定補聴器専門店 (令和8年4月現在)

認定補聴器技能者がいる認定補聴器専門店(公益財団法人テクノエイド協会に認定された店舗)での購入を推奨しています。

※以下の店舗以外で購入した場合も対象となります。

店舗名	住所	電話番号
リオネットセンター新宿	代々木2-1-5 JR南新宿ビル 1F	03-3379-5524
リオネットセンター渋谷	渋谷3-6-19 第一八木ビル1階	03-5467-4021
ブルーム渋谷店	渋谷2-19-20 宮益坂村瀬ビル2F	03-3406-3341

## 7.【参考】区内の協力医療機関（令和8年4月現在）

本事業の助成にかかる受診の場合、次の耳鼻咽喉科であれば一律500円(税別)で証明書の発行を受けることができます。証明書料と別に受診費用がかかります。

区内外問わず、ここに記載のない病院で発行を受けても構いません。ただし、各病院が定める料金がかかります。

医療機関名称	住所	電話番号
東京都立広尾病院	恵比寿2-34-10	03-3444-1181
ひろ耳鼻科クリニック	恵比寿西1-6-7-3F	03-5457-3301
沖倉耳鼻咽喉科医院	広尾1-1-25	03-3400-3491
日本赤十字社医療センター	広尾4-1-22	03-3400-1311
河野医院	広尾5-14-2広尾KKビル1F	03-3473-1331
代々木の森耳鼻咽喉科	富ヶ谷1-8-3 安達ビジネスパークビル2F	03-5453-8733
医療法人社団凉水会 木島小児科内科耳鼻咽喉科医院	富ヶ谷2-21-10 セントラル富ヶ谷ビル1F	03-3467-6740
東日本旅客鉄道(株) JR東京総合病院	代々木2-1-3	03-3320-2210
医療法人社団暁幸会 南新宿クリニック耳鼻科・小児科	代々木2-11-12 南新宿セントラルビル6F	03-3373-4109
医療法人社団鶴亀会 新宿つるかめクリニック	代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビルディング3F 4F	03-3299-0077
医療法人社団樹仁会 森医院	本町2-6-9 森ビル1F	03-3377-4077
みなみ耳鼻咽喉科医院	幡ヶ谷2-18-16	050-3090-0203
医療法人社団広士会 陣内耳鼻咽喉科クリニック(※)	笹塚2-10-4 Y笹塚ビル2F	03-3370-6635
永瀬医院	笹塚2-18-2 ガーラ笹塚駅前101	03-3376-5947
代々木上原耳鼻咽喉科	大山町46-10 J'sビル代々木大山2F	03-3460-8733
オトクリニック東京(※)	千駄ヶ谷1-30-8 ダヴィンチ千駄ヶ谷 地下1階	03-3423-0022
やまもと耳鼻咽喉科	千駄ヶ谷3-26-3	03-5414-5098
神宮前耳鼻咽喉科クリニック	神宮前6-1-5 LビルB1	03-3400-3022

※医療法人社団広士会陣内耳鼻咽喉科クリニック、オトクリニック東京を受診される方は、**受診前に病院に電話**をしていただきますようお願いいたします